

沖縄県性と健康の相談センター事業業務委託に係る企画提案仕様書

この仕様書は、沖縄県（以下「県」）が委託する沖縄県性と健康の相談センター事業にかかる必要事項を示すものであり、本業務の実施にあたってはこれを忠実に履行するものとする。

1 委託事業名

沖縄県性と健康の相談センター事業業務

2 事業目的

プレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組）を含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを目的に、専門的な知識を有する相談員に気軽に相談できる体制を確保し、男女ともに自身のライフステージにおける様々な状況に柔軟に対応し的確に自己管理ができるよう支援する。

3 委託及び開所期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務概要

男女のライフステージにおける様々な状況で生じる悩みをかかえる者に対して、電話及び面接等により相談指導、情報提供等の支援を行う。

また、プレコンセプションケアの普及を図るために、企業等に専門職を講師として派遣し、プレコンセプションケアに関するセミナー等を実施する。

5 支援対象

- (1) 避妊や性感染症等の性や健康に関する悩みを有する者
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する精神的な不安を抱える者

6 履行場所

相談者の個人情報やプライバシーが確実に保護及び確保出来るよう環境を整備するとともに、必要に応じて相談者が医師等の面接相談を受けるための個室を確保しなければならない。

また、センターには専用電話を開設すること。

7 センターの開所及び運営時間

(1) センター開所時間

- ・電話相談

週6日（相談時間）午前9時～午後5時

- ・面接相談（予約制）

週6日（面接時間）午前9時～午後5時

※センターの開所日は、日・祝日・慰靈の日、年末年始を除くものとする。

8 経費の見積

業務実施に必要な経費は、以下のとおりとする。

(1) 人件費等

人件費及び社会保険料等

なお、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

(2) 事業費

報酬、謝金、パソコン等リース料、旅費、消耗品費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、保険料等。

なお、業務の実施にあたり使用する可能性のある備品については、借料（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。

(3) 一般管理費

人件費等（上記（1））及び事業費（上記（2）。ただし、再委託費を除く。）の合計額の10%以内とする。

(4) 消費税

人件費（上記（1））、事業費（上記（2））及び一般管理費（上記（3））の合計額の10%

9 業務管理

沖縄県性と健康の相談センター事業相談員の業務については、仕様書及び県の指示事項を遵守のうえ、事務を処理するものとする。

10 センターの業務内容

センターでは以下の業務を行うものとする。

- (1) 専門職（助産師や看護師等）1名以上配置し、相談は専門職にて行うものとする。
- (2) 避妊や性感染症等の性や健康、妊娠・出産・子育て、出生前検査（NIPT等）などに関する悩みに対する相談支援
- (3) 支援が必要なハイリスク状況にある者については、市町村等へ共有し、支援につなげるものとする。
- (4) 事業を行うために必要な相談から繋ぎまでの一連の流れに必要なスキルを身につけられるよう、相談員に年1回、民間等の研修等を受講させるものとする。
- (5) 企業等に専門職を講師として派遣し、プレコンセプションケアに関するセミナー等を年5回以上実施する。
- (6) 相談件数や相談内容、相談者の性別・年齢の内訳、市町村につなげたハイリスク状況にある者の状況及びつなぎ先等を整理の上、報告書として報告すること。（製本一部、電子データを提出）

11 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一部又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○「契約の主たる部分」

10 センターの業務内容の（1）から（5）の業務

(2) 再委託の相手方の制限

県が書面で認めた業務を再委託する場合において、本契約の企画提案公募参加者であった者や、競争指名停止を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約書の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理（相談者の個人情報に関するものを除く）、
複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

12 事業実績報告書の提出

(1) 月別実績報告書

(2) 年度実績報告書

(3) その他センターにおける女性の健康相談、指導、情報提供などに関連し必要と認められるもの

13 その他

(1) 本事業を実施するなかで、みえてきた課題、よりよい支援につながる事項等があればその都度県に報告するものとする。

(2) 相談にあたっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、不妊・不育専門相談センター等の他機関との連携を図ること。

(3) 本事業に係る契約の終了後、他者に業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合には、相談者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めることとする。具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。